

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞

当社は、経営理念である「信頼と創造」に基づき、ダイヘンならではの価値を備えた製品・サービスの創造によりお客様のお役に立つことをはじめとして、全てのステークホルダーの期待に応え信頼を得ることが持続的発展と中長期的な企業価値向上につながるものと考えており、その実現に向け、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築・強化を図ることを経営の重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則4-2-1(中長期的業績と連動する報酬による経営陣へのインセンティブ付与)

当社の取締役及び監査役の報酬は、固定部分と業績連動部分により構成されており、現時点でも一定のインセンティブを付与できていると考えておりますが、中長期的な企業の持続的発展に資するべく、株式報酬制度の導入についても今後検討を進めてまいります。

原則4-11(監査役への財務・会計専門家の選任)

現在の監査役は財務・会計の専門家ではありませんが、それぞれ経営者や経営学者として広範な知識や経験を有しており、財務・会計に関する知識を備えております。監査スタッフや経理部門のサポートや外部監査人との十分な連携も図られており、監査役としての役割を十分に果たすことができると考えております。

補充原則4-11-3(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会の規模、構成、審議内容、審議時間、発言状況などから、取締役会の実効性は十分確保されていると認識しております。今後、取締役の自己評価などによる取締役会全体の実効性に関する分析・評価の導入について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4(いわゆる政策保有株式)

(政策保有に関する方針)

当社は、取引関係や提携関係の維持及び強化を図る目的で株式を保有し、保有の妥当性は、これら保有目的に照らし判断いたします。

(議決権行使に関する基準)

当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権を行使いたします。

原則1-7(関連当事者間の取引)

当社では、「ダイヘン倫理規範」を定め利益供与の禁止等を徹底し、会社や株主共同の利益を害することがないようにしております。

また、取締役の競業及び利益相反が懸念される取引については、事前に取り締り会の承認を得て、その承認後も当該取引の状況について問題がないことを定期的に取締役会に報告を行うものとしております。

なお、関連当事者との取引は、会計基準の適用指針等に基づき判断した上で、開示すべき事項については招集通知添付書類に明記してまいります。

原則3-1(情報開示の充実)

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び中期経営計画については、当社ホームページにて開示しております。

・経営理念

<http://www.daihen.co.jp/company/philosophy/>

・経営戦略及び中期経営計画

http://www.daihen.co.jp/ir/pdf/daihen_value_2017.pdf

<http://www.daihen.co.jp/ir/library/presentation.html>

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書1-1基本的な考え方に記載の通りです。

3. 報酬決定方針及び手続

取締役及び監査役の報酬は、基本となる固定部分と業績連動部分に区分され、会社業績、同規模他社の報酬水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定いたします。

取締役報酬は、上記方針に基づく担当役員と代表取締役との検討結果を取締り会で決議しております。監査役報酬は、監査役ガバナンス上の位置付けにも照らし、監査役会にて決定しております。

4. 選任方針及び手続

(選任方針)

取締役候補は、当社の経営理念の深い理解に基づき経営戦略を遂行・実現するために必要不可欠な経験、識見、専門性、人格などを総合的に評価・判断して選任しております。

監査役候補は、幅広い経験と識見を備え、株主の皆様方に代わり執行のチェックを行える人材を選任しております。

社外役員候補は、経営の監視・監督機能を充実させる観点から、独立性のほか、他社での会社経営の経験、専門性等を総合的に勘案して選任しております。

(選任手続)

代表取締役が候補者を取締役会に推薦し、取締役会で決定しております。監査役については、監査役会の事前承認を得るものとしております。

補充原則4-1-1(経営陣への委任の範囲)

取締役会は、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等、「取締役会規則」に定めた事項を決定しております。

その他の事項については、経営執行の最高責任者である代表取締役社長が様々な意見を踏まえた上で意思決定を行う「経営会議」に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。

原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

東京証券取引所が定める独立役員に関する基準を満たし、他社での会社経営の経験、専門性等を備えた人物を独立社外取締役に選任しております。

補充原則4-11-1(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会は、定款で定める取締役12名以内、監査役は5名の員数の範囲内で、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが当社にとって最適な形で構成されるよう努めております。

補充原則4-11-2(取締役の他社役員兼任状況の開示)

役員の他社兼任は重要な組織及び人事に関する事項として取締役会の審議事項とし、兼任状況は取締役会にて適切に監督しております。

また、兼任状況については有価証券報告書や招集通知の添付書類事業報告および株主総会参考書類に記載しております。

補充原則4-14-2(役員に対するトレーニング方針)

役員は事業・財務・企業統治等に関する知見を有する者から選任しておりますが、就任時におきまして、取締役としての役割を果たすために必要な法務面の知識を中心とした研修を受講することとしております。また、就任後も関連法規の改正時など、必要に応じて研修の機会を提供することとしております。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話を重視しており、代表取締役社長が出席する決算説明会等を開催するほか、IR部を窓口として株主との対話の充実を図っております。これらの活動により得られた株主からの意見は、適宜経営層にフィードバックしております。

なお、対話にあたりインサイダー情報漏洩防止の観点から、適正に内部情報を管理しておりますほか、開示可否の事前確認に加え、沈黙期間を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
関西電力株式会社	7,304,528	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,230,000	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,416,000	4.73
株式会社三井住友銀行	5,429,426	4.01
GOVERNMENT OF NORWAY	3,888,458	2.87
三井住友信託銀行株式会社	3,293,000	2.43
日新電機株式会社	3,204,620	2.36
三井住友海上火災保険株式会社	2,636,000	1.95
ダイヘン取引先持株会	2,535,297	1.87
ダイヘングループ社員持株会	2,251,631	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式は、すべて信託業務に係るものであります。

・当社は9,553千株(7.05%)の自己株式を保有しております(2016年6~9月に自己株式198万株を取得)。なお、当該株式は会社法第308条第2項の規定により、議決権を有していません。

・JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成25年12月19日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり(報告義務発生日 平成25年12月13日)、計5,937千株(4.38%)を所有している旨報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

・平成27年6月4日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が、平成27年5月29日現在で、計6,794千株(5.01%)を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には株主名簿上の所有株式数を記載しております。

・平成28年3月22日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、NOMURA INTERNATIONAL PLC及びその共同保有者が平成28年3月15日現在で、計8,288千株(6.12%)を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

・平成28年11月8日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が平成28年10月31日現在で、計9,229千株(6.81%)を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には株主名簿上の所有株式数を記載しております。

・平成28年11月22日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者が平成28年11月15日現在で、計7,331千株(5.41%)を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
三條 楠夫	他の会社の出身者								△				
相京 重信	他の会社の出身者					△							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三條 楠夫	○	三條楠夫氏が過去において業務執行者を務めた住友電気工業株式会社は、当社の製品販売先・資材購入先の1社ですが、その取引規模に特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	・経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しているため ・独立役員として、現在及び将来において取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断するため

相京 重信	○	相京重信氏が過去において業務執行者を務めた三井住友銀行株式会社は、当社の資金調達先の1社ですが、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行との取引への偏重はございません。また、相京氏は同行退任後5年以上経過しており、特別な利害関係を生じさせる懸念はありません。	・長年、銀行、証券会社の経営に携わり、数多くの企業との取引を通じた豊富な経験と幅広い識見を有しており、これらは当社のガバナンス強化及び事業戦略のアドバイスの両面で有益であるため ・独立役員として、現在及び将来において取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断するため
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人と、年間予定、業績報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

また、内部監査部門として、社長直轄の監査室(3名)が設置されており、監査役との協力関係の下、年間計画を立てて内部監査を実施しております。なお、内部監査部門の従業員の人事については、監査役会の事前同意を得るものとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦田 治男	他の会社の出身者										△			
古沢 昌之	学者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦田 治男	○	浦田治男氏が過去において業務執行者を務めた住友生命保険相互会社は、当社の資金調達先・保険契約先の1社ですが、その取引規模に特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しているため ・独立役員として、現在及び将来において取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断するため
古沢 昌之	○	——	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しているため ・独立役員として、現在及び将来において取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断するため

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の業績連動部分により、現時点でも一定のインセンティブを付与できていると考えておりますが、中長期的な企業の持続的発展に資すべく、株式報酬制度の導入についても今後検討を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における取締役及び監査役の報酬等の総額
 取締役 10名299百万円 (うち社外 2名 10百万円)
 監査役 4名 72百万円 (うち社外 2名 12百万円)
 ・報酬等の種類には基本報酬及び賞与があり、上記総額に含んでおります。
 ・役員ごとの総額が1億円以上である者はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

役員報酬の総額については、取締役の報酬額を年額4億4千万円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)、監査役の報酬額を年額8千2百万円以内と株主総会決議にて定めております。

具体的な報酬決定方針及び手続につきましては、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示中の原則3-1の3.をご覧ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役・監査役は必要に応じて監査室と連携できる体制が整備されております。また、社外役員への情報提供の要請には各部門が連携して対応してまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行体制については、執行役員制および事業部制を採用しており、迅速な意思決定とその実行に努めておりますが、職務分掌・決裁基準により明確にされた権限範囲を超える案件については、代表取締役以下、常勤取締役・監査役で構成される経営会議による審議を経て意思決定致します。

取締役会は、取締役会規則により定められた重要事項及び法令により取締役会決議が必要な事項についての最高決議機関及び業務執行監督機関と位置づけ、適正な構成員数(取締役8名のうち2名は社外取締役、員数は提出日現在)での、議論活性化と監督の強化を図っております。

また、監査役会は、監査役全員をもって構成し、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、法令、定款に従い監査役の監査方針を定め、取締役の職務遂行を監査しております。監査役の機能強化に関する取り組みとしては、経営・法務・会計などの専門的知見が高い適任者を選任し、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査における内部監査部門・会計監査人との連携、代表取締役との定期的な意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前項の体制に加え、社外取締役・社外監査役・会計監査人が、それぞれに高い見識と独立性を有することで監督・監査の機能向上を図っており、このガバナンス体制が当社の企業規模・事業内容から最適であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前に発送しております。
その他	株主総会招集通知を法定期日の4営業日前に当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、主要経営指標の推移、株式情報、株価情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部が担当しております。	
その他	アナリストや機関投資家からの申し入れに対応し、個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及びダイヘングループ社員がとるべき行動の指針となる「ダイヘン倫理規範」(2003年4月制定)により規定しております
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が実施しております活動の詳細はCSR報告書「ダイヘングループ社会とともに」に記載しております。 http://www.daihen.co.jp/csr

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制基本方針を以下の通り定め、業務の適正性確保に努めております。

- (1)当社及びその子会社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ全体でのコンプライアンス体制確保のために、当社及び子会社の役員、従業員が順守すべき行動基準を明らかにしたダイヘン倫理規範、及び順守すべき法令を明らかにした法令順守ガイドを制定しております。また、コンプライアンス委員会規則を制定し、これに基づき設置されるコンプライアンス委員会は上記倫理規範、法令順守ガイドその他法令順守に関する規程の整備、改訂を行うとともに、これらの実効性の確保のために、当社及び子会社での教育研修の実施や内部通報制度を通じて寄せられた情報に対する適切な調査、対策を行っております。
 - ・経営の重要事項については、主要な取締役で構成する経営会議での報告・審議により慎重な意思決定を行っております。
 - ・業務執行が適正に行われているかについて内部監査部門による監査を実施し、結果は取締役及び監査役に報告しております。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に関する情報は、社内規則に則り記録の作成、保存を行うとともに、情報セキュリティに関する規程を制定し、情報の漏えい等の防止に努めております。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・品質、安全、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反等のリスクについては、所管する部門が中心となって規程の制定、委員会活動、教育を実施してリスクの軽減、発生時の被害軽減を図っております。
 - ・報告基準を定め、損失に関する情報が速やかに取締役に伝わるようにし、必要ある場合は適切な対策を取るようしております。
 - ・危機対策規程を制定し、災害や事故などの緊急事態が発生した場合にその状況に応じた対策を実施することや、影響が重大な場合には対策本部を設置し、全社的な対策を実施することを定めております。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行と監督を分離するため、執行役員制の採用により取締役数を適正に保ち、経営の重要事項に関して効率的な監督、意思決定を行っております。
 - ・職務分掌、決裁基準による職務権限の明確化を基礎に事業部制を採用して、適切な権限委譲による迅速な意思決定とその実行及び子会社を含めた事業部門の損益責任の明確化を行うとともに、予算制度による業績目標の設定と管理を行い、グループとして事業を効率的に遂行しております。
- (5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程を制定し、各子会社を担当する事業部を定めて、子会社の業務が適正かつ効率的に行われるよう指導、支援を行うとともに、子会社の業務遂行について定期的に報告を受けております。また、子会社の経営に関する重要事項は当社経営会議において報告・審議を行うこととしております。
 - ・品質、環境、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反などについて子会社を含むグループ全体を対象とした規程やマネジメントシステムを制定、実施しております。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役が必要と考えた場合には、内部監査部門は監査役と連携し、適切な補助を行っております。
 - ・内部監査部門が監査役から職務の指示を受けたときは、当該職務を優先して遂行することとしております。
 - ・内部監査部門の従業員の人事については、監査役会の事前同意を得るものとしており、評価については監査役から指示を受けた職務の遂行により不利な取扱いを受けないこととしております。
- (7)当社及びその子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・法律に定める監査役への報告事項に加え、監査役会と取締役との協議により監査役に報告すべき事項を子会社を含めて定めており、経営会議等監査役が出席する会議での報告その他の方法により適宜監査役に報告しております。
 - ・当社及び子会社を対象に公益通報者保護規程を制定し、公益通報者等が相談又は通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを定めており、公益通報者等に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者については、処分を科すことができるものとしております。
- (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・適切な監査実施のために、監査役と代表取締役との定期的な懇談、意見交換を行っております。また、監査役は会計監査人との日常的な情報交換を行い、連携して監査を実施しております。
 - ・当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を予算化し、監査役が職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しております。
- (9)財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・金融商品取引法及びその他関係法令の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、「ダイヘングループ財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき内部統制を整備・運用するとともに、その有効性を評価し必要な是正を行っております。
- (10)反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・ダイヘン倫理規範において反社会的勢力には毅然とした姿勢で対応することを定めており、総務・法務室を担当部署として、警察、弁護士など外部の専門機関とも連携を図って反社会的勢力に対応するとともに、情報の収集・管理、社内教育を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前項(10)に記載の通り、当社グループの内部統制基本方針の項目として掲げ、対応を定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

会社情報の開示におきましては、金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示規則、関連法令等に則り、適時かつ適切な開示を行うよう努めております(巻末の参考資料: 模式図2参照)。

(1) 決議案件及び発生事項

社内決裁基準、報告基準及び関係会社管理規程に基づき、経営会議・取締役会等の意思決定機関にて決議された案件や発生事項は、代表取締役社長の指示により、情報取扱責任者の管理の下、証券取引所の適時開示規則等に従って開示すべき事項を経営企画部または経理部を通じて迅速に開示するよう努めております。

また、必要に応じて会計監査人及び弁護士によるアドバイスを受けることしております。

なお、開示情報につきましては、証券取引所での開示後、当社のホームページにも記載するよういたしております。

(2) 決算情報

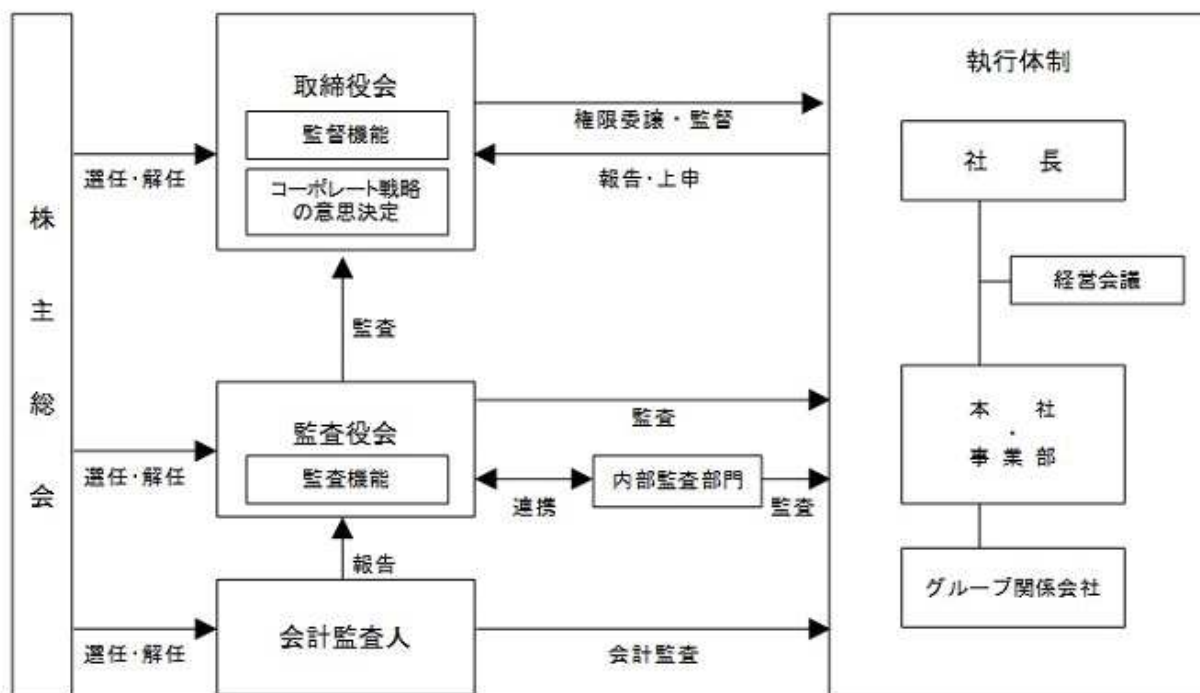
決算短信の公表等の決算に関する情報につきましては、経営会議及び取締役会の決裁を経て、情報取扱責任者の管理の下、証券取引所へは経理部を通じて開示を行います。

また、業績予想の修正など判明した事実を迅速に開示する必要がある場合には、経営会議及び取締役会に付議することに替えて、代表取締役社長の指示により、情報取扱責任者の管理の下、開示を行う場合もあります。

なお、決算に関わる開示情報については、必要に応じて会計監査人及び弁護士のアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

【参考資料：模式図1】

◇コーポレート・ガバナンス体制の概要



【参考資料：模式図2】

◇適時開示体制の概要

